

学校法人神谷学園 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 科学研究費補助金等取扱規則

(目的)

- 第1条 この規則は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から東海学院大学短期大学部及び東海学院大学に交付される科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）（以下「科研費」という。）の取扱について定めるものである。
- 2 前項に規定する科研費以外の研究助成金の取扱いについては、この規則を準用する。
- 3 科研費の交付を受けて補助事業を行う研究代表者及び研究分担者は、交付決定を受けた科研費に係る研究の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された事項（以下「補助条件」という。）を遵守しなければならない。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 「部局」とは、大学院研究科、各学部、短期大学部、附属図書館をいう。
- (2) 「直接経費」とは、科研費による研究の遂行に直接必要な経費をいう。
- (3) 「間接経費」とは、科研費による研究の実施に伴う管理等に必要な経費として、学園が使用する経費をいう。
- (4) 「研究分担者」とは、科研費による研究の遂行をする研究組織に属し、当該研究の一部を担当する職員等をいう。

(申請等の事務)

- 第3条 科研費に係る申請、交付申請書記載内容の変更、報告等関係書類の通知及び提出に関する事務は、教務課が行う。

(科研費の管理及び経理事務)

- 第4条 研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、科研費の管理を学長に委任しなければならない。
- 2 学長は、前項の規定に基づき委任を受けた科研費の管理及び経理事務を教務課に行わせるものとする。

(科研費の出納保管)

- 第5条 経理責任者は、科研費の適正な事務を確保するため、当該科研費を学長の名義で銀行に預金し、出納保管するものとする。
- 2 直接経費に生じた利子及び為替差益は、本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の譲渡及び返還)

- 第6条 研究代表者等は、間接経費を学園に譲渡しなければならない。
- 2 間接経費を譲渡した研究代表者等が他の研究機関に異動するときは、異動先の研究機関が間接経費を受け入れない場合を除き、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者等に返還するものとする。

(設備等の寄附)

- 第7条 科研費の交付を受けた研究代表者等は、直接経費により購入した設備・備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入後、直ちに学園に寄附しなければならない。ただし、直ち

に寄附することにより研究の遂行に支障が生じるおそれがある場合は、事前にその旨を学長に申し出て、寄附を延期することができるものとする。

- 2 研究代表者等は、他の研究機関への異動に際し、寄附を行った設備等の返還を学園に求めることができる。その際学園は、当該研究者にその設備等を返還しなければならない。ただし、返還に要する経費については、当該研究代表者等の負担とする。

(研究協力者の雇用)

第8条 研究代表者等は、科研費により実施する研究を効果的に推進するため、研究協力者を雇用しようとする場合には、教育研究開発センター長の同意承認を得て、学長に採用の申請を行わなければならない。

- 2 研究協力者として雇用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 研究代表者等を除く、当該研究に関する支援業務に従事する研究者
 - (2) 大学院博士後期課程に在学する学生で、当該研究に関する補助業務に従事する者
 - (3) 当該研究に関する補助業務に従事する技術者
- 3 直接経費により雇用された研究協力者は、補助金等により実施する研究を遂行するための業務にのみ従事するものとする。

(科研費交付前の研究実施)

第9条 研究課題が次の各号のいずれかに該当する場合には、研究代表者等は科研費の交付前であっても研究を実施することができる。

- (1) 前年度に継続が内約されている研究課題 4月1日以降
- (2) 新たに採択された研究課題 内定通知受領後

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、科研費の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則 (1)

- 1 この規則は、平成25年10月23日から施行する。

附 則 (2)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。